

仕様書（案）

1 工事名称

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所屋外ポンプ更新工事

2 場 所

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所（沖縄県石垣市川平 828-2）

3 工事期間

契約締結の翌日～令和 8 年 3 月 15 日

4 工事概要

本工事は、屋外に設置された海水取水ポンプ（ポンプ、モーター、ベース等で構成された一式）2台を更新するものであり、これに伴う機械設備の据付工事、並びにそれに関連する据付配線工事、試験調整を施工するものである。

5 工事内容

別紙数量内訳書、図面のとおり。

6 留意事項

- ・本工事に必要とされる機材・車両・燃料費・消耗品等は本業務に含むものとする。
- ・特記なき限り、本件に使用する材料はすべて新品とし、監督職員の検査を受けて合格したものを使用する。
- ・廃棄物の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
- ・ポンプの据付等完了後、監督職員の立会いのもと試運転調整を行い、異常が無いことを確認すること。

7 一般事項

- ・受注者は専任者を配置すること。
- ・工事に関する技術的な責任は全て受注者が負うものとし、作業に対する指揮監督は施設管理者の了承後、受注者において行うこと。
- ・工程に関しては、研究業務等に支障のないよう、施設管理者と協議を行い、工程計画作成や業務の遂行を行うこと。なお、工事期間の終期に関わらず、可能な限り早期に工事を完了するよう努めること。
- ・安全作業を心がけ、養生や注意を徹底し、災害の防止に努めること。

- ・資材搬入・搬出の時間と経路は、事前に打ち合わせを行うこと。
- ・既存施設、設備等の保護には十分注意し、損傷等させた場合は請負者の負担において早期に補修し、原形に復旧する。
- ・資材置き場、休憩場所、加工場所が必要な場合は、協議を行い、場所を決定すること。
- ・作業終了後には、清掃作業を行い、整理整頓を行うこと。
- ・受注者は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。
- ・本工事に必要な官公署等への許認可等必要な申請及び手続きは遅滞なく行い、かつ、これらに要する費用は全て受注者負担とする。
- ・工事内容について、疑義が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。なお、協議は書面での提出を必須とする。
- ・竣工検査合格後、当該工事での新規部品及び施工上の欠陥によるとみられる不具合の発生について請負者は、1年間その責を負うものとする。

8 提出書類

(1) 契約後の主な提出書類

(着手時)

- ・着手届
- ・工程表

(完成時)

- ・工事報告書
- ・完成通知書
- ・引渡書（検査合格後）
- ・その他発注者が求める資料

(2) 工事報告書（ファイル等に綴って提出）

- ・写真（着手前、施工中、完成）
- ・施工数量
- ・県産建設資材使用状況報告書
- ・法令上必要な官公署提出資料
- ・その他発注者が求める資料